

# 京都府公報

号外 第25号

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町  
発行所 京 都 府  
政 策 法 務 課  
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入  
印刷所 中西印刷株式会社  
電話 (075) 441-3155

## 目 次

規 則	ページ		
○京都府組織規程及び京都府庁舎管理規則の一部を改正する規則 (人事課)	1	○京都府地方税機構の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 6	
○京都府労働委員会事務局組織規則の一部を改正する規則 (労働政策室)	2	○職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則 7	
<b>訓 令</b>			
○部課長専行規程及び京都府地方機関処務規程の一部を改正する訓令 (人事課)	3	○京都府監査委員事務局組織規程の一部を改正する訓令 〃	
○副部長及び技監の掌理する事務 ( 〃 )	4	○京都府監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令 〃	
○京都府高齢化対策推進本部規程の一部を改正する訓令 (高齢者支援課)	5	<b>労働委員会</b>	
<b>人事委員会</b>			
○人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則 〃		○京都府労働委員会処務規則の一部を改正する規則 8	
○職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 〃		○京都府労働委員会及び同事務局において使用する公印を定めた告示の一部改正 9	

## 規 則

次に掲げる規則をここに公布する。

京都府組織規程及び京都府庁舎管理規則の一部を改正する規則

京都府労働委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

令和8年5月1日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府規則第25号

京都府組織規程及び京都府庁舎管理規則の一部を改正する規則

(京都府組織規程の一部改正)

第1条 京都府組織規程(昭和30年京都府規則第32号)の一部を次のように改正する。

目次中「第18条の7」を「第18条の6」に改める。  
第5条中「、リハビリテーション支援センター長」を削る。

第12条の表センター長の項及び主査の項中「、消費生活安全センター及びリハビリテーション支援センター」を「及び消費生活安全センター」に改める。

第13条第1項の表企画専門役の項を削り、同表副センター長の項中「、消費生活安全センター及びリハビリテーション支援センター」を「及び消費生活安全センター」に改める。

第15条第1項中「広報課 国際課」を「広報課」に改める。

第17条に次の3号を加える。

(5) 国際交流に関すること(他課の主管に属するものを除く。)

(6) 海外移住に関すること。

(7) 国公賓等に関すること。

第18条の2を削り、第18条の3を第18条の2とし、第18条の4から第18条の7までを1条ずつ繰り上げる。

第26条中「政策環境総務課 共生社会推進室 万博・地域交流課」を「政策環境総務課」に改める。

第28条の次に次の1条を加える。

(共生社会推進室の事務)

第28条の2 共生社会推進室においては、次の事務を所掌する。

- (1) 共生社会推進施策の総合企画及び調整に関すること。
- (2) 共生社会の推進に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。
- (3) 留学生政策に関すること。

第29条の2を削る。

第37条の4中第11号を第12号とし、第6号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 旅券事務所に関すること。

第38条中「医療保険政策課  
リハビリテーション支援センター」を「医

療保険政策課」に、「健康対策課」を「健康対策課  
感染症予防・対策課」に改める。

第38条の4第4号から第18号までを次のように改める。

- (4) 老人福祉施設等の整備及び運営指導等に関すること。
- (5) 京都府立洛南寮に関すること。
- (6) 社会福祉施設の指導に関すること。
- (7) 介護サービス事業者の指定又は許可及び指導監督の総括に関すること。
- (8) 介護サービスの質の向上に関すること。
- (9) 社会福祉施設の第三者評価等に関すること。
- (10) 介護認定審査会の運営に関すること。
- (11) 認定調査の指導及び認定調査員の研修に関すること。
- (12) 介護保険審査会の設置及び運営等に関すること。
- (13) 訪問介護員養成研修に関すること。
- (14) 高齢者の生きがいづくり及び社会参加の促進に関すること。
- (15) 公益財団法人京都SKYセンターに関すること。
- (16) 老人クラブの育成指導に関すること。
- (17) 介護予防事業に関すること。
- (18) 地域包括ケアの推進に関すること。

第38条の4に次の1号を加える。

- (19) 地域リハビリテーションの推進に関すること（障害者支援課の主管に属するものを除く。）。

第38条の6を削り、第38条の7を第38条の6とし、第38条の8を第38条の7とし、第38条の9を第38条の8とする。

第38条の10中第4号から第6号までを削り、第7号を第4号とし、第8号から第12号までを3号ずつ繰り上げ、同条を第38条の9とし、同条の次に次の1条を加える。

(感染症予防・対策課の事務)

第38条の10 感染症予防・対策課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 感染症の予防及び対策の企画立案及び推進に関すること。
- (2) 結核予防に関すること。
- (3) 予防接種に関すること。
- (4) その他感染症の予防及び対策に関すること。

第40条の4第9号を削る。

第40条の8中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) けいはんなオープンイノベーション拠点の利活用に関すること。

第65条第1号の表京都府公益認定等審議会の項中「」及び「」を「」、「」に、「」の「」を「」及び公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の「」に改める。

第90条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げ、第6号の前に次の1号を加える。

- (5) 京都府旅券事務所

第92条を削り、第93条を第92条とし、第93条の2を第93条とし、第93条の3を第93条の2とする。

第93条の4第2項中「東京都千代田区平河町2丁目6番3号」を「東京都千代田区平河町二丁目6番3号」に改め、同条を第93条の3とし、同条の次に次の1条を加える。

(京都府旅券事務所)

第93条の4 京都府旅券事務所（以下「旅券事務所」という。）は、京都府内に住所又は居所を有する者の海外渡航に係る一般旅券に関する事務を行う。

2 旅券事務所は、京都市下京区烏丸通塩小路下る東塩小路町901番地に置く。

(京都府庁舎管理規則の一部改正)

第2条 京都府庁舎管理規則（令和4年京都府規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表本庁舎以外の本庁の庁舎の項中「、リハビリテーション支援センター長及び雇用推進室長」を「及び雇用推進課長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

#### 京都府規則第26号

#### 京都府労働委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

京都府労働委員会事務局組織規則（昭和28年京都府規則第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「総務調整課及び審査課」を「審査調整課」に改める。

第2条（見出しを含む。）中「総務調整課」を「審査調整課」に改め、同条第5号中「（公益委員会議を除く。）」を削り、同条中第9号を削り、第8号を第12号とし、同条第7号中「、仲裁」を「及び仲裁」に改め、同号を同

条第11号とし、同条第6号中「特別調整委員、」を「特別調整委員及び」に改め、同条中同号を第10号とし、第5号の次に次の4号を加える。

- (6) 労働組合の資格の審査及び証明に関すること。
- (7) 不当労働行為に関する調査、審問、認定、命令、再審査、裁判所に対する通知及び訴訟に関すること。
- (8) 労働協約の地域的一般的拘束力の適用に関すること。
- (9) 労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第42条に規定する請求に関すること。

第3条を削り、第4条を第3条とし、第5条から第9条までを1条ずつ繰り上げる。

第10条第1項中「審査課」を「課」に改め、同条を第9条とし、第11条を第10条とし、第12条から第17条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

京都府訓令第5号

本 庁  
地方機関

部課長専行規程及び京都府地方機関処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年5月1日

京都府知事 西 脇 隆 俊

部課長専行規程及び京都府地方機関処務規程の一部を改正する訓令

（部課長専行規程の一部改正）

第1条 部課長専行規程（昭和27年京都府訓令第18号）の一部を次のように改正する。

第18条第8項第3号及び第4号を次のように改める。

- (3) 児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給の認定及び変更認定
  - (4) 児童福祉法に基づく指定医及び指定小児慢性特定疾病医療機関の指定及び指定の変更決定
- 第18条第8項に次の2号を加える。

- (5) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）に基づく特定医療費の支給の認定及び変更認定
- (6) 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定医及び指定医療機関の指定及び指定の変更決定

第18条第10項中第19号を削り、第20号を第19号とし、第21号から第23号までを1号ずつ繰り上げ、同条中同項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 感染症予防・対策課

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく診療報酬の額の決定

第20条第5項中第13号を削り、第14号を第13号とする。

（京都府地方機関処務規程の一部改正）

第2条 京都府地方機関処務規程（昭和30年京都府訓令第23号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中アを削り、イをアとし、ウからオまでをイからエまでとし、その次に次のように加える。

オ 旅券法（昭和26年法律第267号）に基づく次に掲げる事項

(ア) 旅券法第3条第1項の規定による発給の申請の経由

(イ) 旅券法第3条第1項ただし書の規定による直接外務大臣に提出する必要があることの認定

(ウ) 旅券法第3条第2項ただし書の規定による申請者の身分上の事実を確認するため特に必要があることの認定

(エ) 旅券法第3条第2項第2号の規定による申請者の身分上の事実が明らかであることの認定

(オ) 旅券法第3条第3項の規定による申請者の確認及び書類の提示又は提出の請求

(カ) 旅券法第3条第5項の規定による申請者が現に所持する一般旅券の確認

(キ) 旅券法第8条第1項（同法第10条第4項において準用する場合を含む。）の規定による一般旅券の交付

(ク) 旅券法第8条第2項の規定により返納される一般旅券の受理

(ケ) 旅券法第8条第3項の規定による一般旅券の交付及び返納される一般旅券の受理

(コ) 旅券法第17条第1項の規定による届出の経由

(カ) 旅券法第17条第1項ただし書の規定による直接外務大臣に提出する必要があることの認定

(シ) 旅券法第17条第3項の規定による届出者等の確認及び書類の提示又は提出の請求

(ス) 旅券法第19条第5項の規定により返納される一般旅券の受理

(セ) 旅券法第19条第6項の規定による返納すべき一般旅券の還付

第3条第1号シ(オ)中「第18条第17項」を「第18条第18項」に改め、同条中第11号を削り、第12号を第11号とし、同号の次に次の1号を加える。

(12) 京都府旅券事務所の長

- ア 旅券法第3条第1項の規定による発給の申請の經由
- イ 旅券法第3条第1項ただし書（同法第9条第3項において準用する場合を含む。）の規定による直接外務大臣に提出する必要があることの認定
- ウ 旅券法第3条第2項ただし書の規定による申請者の身分上の事実を確認するため特に必要があることの認定
- エ 旅券法第3条第2項第2号の規定による申請者の身分上の事実が明らかであることの認定
- オ 旅券法第3条第3項（同法第9条第3項において準用する場合を含む。）の規定による申請者の確認及び書類の提示又は提出の請求
- カ 旅券法第3条第5項の規定による申請者が現に所持する一般旅券の確認
- キ 旅券法第8条第1項（同法第9条第3項及び第10条第4項において準用する場合を含む。）の規定による一般旅券の交付
- ク 旅券法第8条第2項の規定により返納される一般旅券の受理
- ケ 旅券法第8条第3項の規定による一般旅券の交付及び返納される一般旅券の受理
- コ 旅券法第9条第1項の規定による渡航先の追加の申請の經由
- サ 旅券法第17条第1項の規定による届出の經由
- シ 旅券法第17条第1項ただし書の規定による直接外務大臣に提出する必要があることの認定
- ス 旅券法第17条第3項の規定による届出者等の確認及び書類の提示又は提出の請求
- セ 旅券法第19条第5項の規定により返納される一般旅券の受理
- ソ 旅券法第19条第6項の規定による返納すべき一般旅券の還付
- タ 旅券法施行令（平成元年政令第122号）第6条第1項に規定する一般旅券に関する事務のうち同項各号に掲げる事務

附 則

この訓令は、令和8年5月1日から施行する。

京都府訓令第6号

本 庁  
地方機関

京都府組織規程（昭和30年京都府規則第32号）第125条の規定により、副部長及び技監の掌理事務を次のように定める。

なお、副部長及び技監の掌理事務を定めた訓令（令和7年京都府訓令第11号）は、廃止する。

1 副部長の掌理事務

部	氏 名	掌 理 事 務
危機管理部	武部一郎	危機管理に関する事項
総 務 部	福原敏幸	条例の立案、府税、自治振興、入札、資産及び各部局間の調整に関する事項
総合政策環境部	白波瀬衛	府政の企画立案、地域振興の推進及び総合的な調整に関する事項
	法谷道哉	共生社会の推進に関する事項
	西村敏弘	デジタル政策の推進に関する事項
文化生活部	野村宗平	部の総合的な調整、スポーツ振興及び文教に関する事項
	梅原和久	文化振興に関する事項
	大路裕子	府民生活及び男女共同参画に関する事項
健康福祉部	南部慎一	部の総合的な調整に関する事項
	松尾治樹	地域包括ケアに関する事項
	大島史也	こども・子育て及び社会福祉に関する事項
	十倉孝之	健康に関する事項
商工労働観光部	山本太郎	部の総合的な調整に関する事項
	安達雅浩	産業創造に関する事項
	河島幸一	労働に関する事項
	野口礼子	観光に関する事項
農林水産部	加茂雅紀	農林水産業の振興に関する事項
建設交通部	坂根久尚	部の総合的な調整、基盤整備及び交通に関する事項
	大藤貴史	用地取得及び土地利用に関する事項
	石塚健一	水資源及び上下水道に関する事項

2 技監の掌理事務

部	氏 名	掌 理 事 務
総合政策環境部	笠原淳史	環境及びエネルギー技術に関する事項
農林水産部	塚脇 健	農山漁村地域の振興に関する事項
建設交通部	西岡 久	土木技術に関する事項
	壺井康之	都市基盤、住宅及び建築技術に関する事項

3 前2項に掲げる事務のほか、特に命じられた事務を併せて掌理するものとする。

令和8年5月1日

京都府知事 西 脇 隆 俊



京都府訓令第7号

本 庁

京都府高齢化対策推進本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年5月1日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府高齢化対策推進本部規程の一部を改正する訓令

京都府高齢化対策推進本部規程（昭和63年京都府訓令第13号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第6条関係）

広報課長

職員総務課長

会計課長

危機管理総務課長

総務調整課長

財政課長

自治振興課長

政策環境総務課長

文化政策室長

文化生活総務課長

スポーツ振興課長

男女共同参画課長

消費生活安全センター長

こども・子育て総合支援室長

健康福祉総務課長

高齢者支援課長

医療保険政策課長

地域福祉推進課長

障害者支援課長

家庭・青少年支援課長

産業労働総務課長

産業振興課長

雇用推進課長

農政課長

流通・ブランド戦略課長

監理課長

住宅政策課長

教育庁総務企画課長  
教育庁社会教育課長  
警察本部生活安全企画課長

附 則

この訓令は、令和8年5月1日から施行する。

人 事 委 員 会

人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月1日

京都府人事委員会

委員長 辻 幸 子

京都府人事委員会規則103—25

人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則

人事委員会事務局の組織等に関する規則（昭和61年京都府人事委員会規則3—5）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「専門幹」の右に「、事務指導員」を加える。

第8条第9項中「主査」を「事務指導員及び主査」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月1日

京都府人事委員会

委員長 辻 幸 子

京都府人事委員会規則106—857

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職手当に関する規則（京都府人事委員会規

則6—54)の一部を次のように改正する。

別表第1知事の本庁の項中「地域政策室長」を「地域政策室長」に改め、「リハビリテーション支援センター長」を削り、「課長（管理職手当の区分が3種又は6種である課長を除く。）センター長（管理職手当の区分が2種又は6種であるセンター長を除く。）」を「課長（管理職手当の区分が3種又は6種である課長を除く。）」に、「4種又は」を「4種、5種又は」に改め、「及びリハビリテーション支援センター」を削り、同表知事の旅券事務所の項を削り、同表知事の消防学校

の項中

校長 副校長	6種
-----------	----

を

校長	6種（任命権者が人事委員会と協議して定める場合にあつては、4種）	に改め、同
副校長	6種	

表知事の項中

東京事務所	所長	1種
	副所長	6種
自転車競技事務所	所長	2種
	次長	6種

を

東京事務所	所長	1種
	副所長	6種
旅券事務所	所長 次長	6種
自転車競技事務所	所長	4種
	次長	6種

に改め、同表知事の洛南病院の項中「8種」の右に「（任命権者が人事委員会と協議して定める場合にあつては、6種）」を加え、同表知事の看護学校の項中「事務長」を「副校長」に改め、同表知事の計量検定所の項中「2種」を「4種」に改め、同表知事の中小企業技術センターの項及び知事の農林水産技術センターの農林センターの森林技術センター（森林部）の項中「6種」の右に「（任

命権者が人事委員会と協議して定める場合にあつては、4種）」を加え、同表労働委員会の事務局の項中

次長	2種	及び
----	----	----

参事	6種	を削る。
----	----	------

別表第2研究職給料表の5級の項中

2種	112,500円	90,500円
----	----------	---------

を

2種	112,500円	90,500円
4種	88,000円	70,800円

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



京都地方税機構の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月1日

京都府人事委員会

委員長 辻 幸子

京都府人事委員会規則114—99

京都地方税機構の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

京都地方税機構の管理職員等の範囲を定める規則（京都府人事委員会規則14—5）の一部を次のように改正する。

別表広域連合長の自動車関係税申告受付センターの項中「次長」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月1日  
京都府人事委員会  
委員長 辻 幸子

京都府人事委員会規則115—38

職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則

職員の公益的法人等への派遣等に関する規則（京都府人事委員会規則15—2）の一部を次のように改正する。

別表第1一般社団法人又は一般財団法人の項中

「公益財団法人京都文化財団」

を

「公益財団法人京都文化財団」

「公益財団法人国際高等研究所」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

監 査 委 員

京都府監査委員訓令第2号

京都府監査委員事務局組織規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年5月1日  
京都府監査委員 能 勢 昌 博  
同 藤 山 裕紀子  
同 森 敏 行  
同 橋 本 幸 三

京都府監査委員事務局組織規程の一部を改正する訓令

京都府監査委員事務局組織規程（平成5年京都府監査委員訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「監査第一課」を「監査総務課」に、「監査第二課」を「監査・審査課」に改める。

第3条（見出しを含む。）中「監査第一課」を「監査総務課」に改め、第12号を削り、第13号を第12号とし、

第14号を削り、第15号を第13号とし、第16号から第20号までを2号ずつ繰り上げる。

第4条（見出しを含む。）中「監査第二課」を「監査・審査課」に改め、同条第7号中「意見書」を削り、同条中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 住民監査請求に関すること。

第5条第2項中「、監査主任」を削る。

第6条中第9項を削り、第10項を第9項とし、第11項を第10項とし、第12項を第11項とする。

第7条第2項中第7号を第10号とし、第6号を第9号とし、第5号を第8号とし、第4号の次に次の3号を加える。

(5) 京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号）に基づく公文書の公開の決定

(6) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づく漏えい等の報告及び本人への通知等、個人情報ファイル簿の作成、開示決定等、訂正決定等並びに利用停止決定等

(7) 個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年京都府条例第32号）に基づく是正の申出の処理

附 則

この訓令は、令和8年5月1日から施行する。

京都府監査委員訓令第3号

京都府監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年5月1日  
京都府監査委員 能 勢 昌 博  
同 藤 山 裕紀子  
同 森 敏 行  
同 橋 本 幸 三

京都府監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令

京都府監査委員事務局処務規程（昭和39年京都府監査委員訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第5条中「別表」及び「同表」を「別」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定により保存年数を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公示するものとする。

別表を削る。

附 則

（施行期日等）

- 1 この訓令は、令和8年5月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の京都府監査委員事務局処務規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、令和8年度以後に完結する文書等について適用する。（経過措置）
- 3 令和7年度以前に完結した文書等でこの訓令による改正前の京都府監査委員事務局処務規程（以下「改正前の規程」という。）の規定の適用を受けていたものの管理については、なお従前の例による。ただし、当該文書等のうち、主務課の長が適当と認めるものについては、改正後の規程に基づいて整理するものとする。
- 4 改正後の規程第5条第1項の規定による文書分類の定め及び保存年数の定めについては、当分の間、改正前の規程別表の例に準じて定めるものとする。

## 労 働 委 員 会

京都府労働委員会処務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月1日

京都府労働委員会

会長 青 木 苗 子

### 京都府労働委員会規則第2号

#### 京都府労働委員会処務規則の一部を改正する規則

京都府労働委員会処務規則（平成17年京都府労働委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「その事務を分掌する課（以下「主務課」という。）の」を削る。

第8条第2項中「かい書」を「楷書」に改める。

第9条中「すべて総務調整課長」を「全て課長」に改め、同条ただし書を削る。

第10条中「総務調整課」を「課」に改める。

第12条第1項中「総務調整課に」を「課に」に、同項第1号中「主務課」を「課」に改め、同号カ中「。以下「地公労法」という。」を削り、同号キ中「。以下「労調法」という。」を削り、同項第6号中「あての」を「宛ての」に、「総務調整課長」を「課長」に、「あて名」を「宛名」に改め、同項第7号中「主務課の」を削り、同項第8号中「主務課」を「課」に改め、同項第9号を削り、同条第2項中「主務課」を「課」に改める。

第14条第1項中「事務局長あて」を「事務局長宛て」に、「総務調整課長」を「課長」に、「あて名人」を「宛名の者」に改め、「主務課の」を削り、同条第2項及び第3項中「主務課の」を削る。

第16条を次のように改める。

第16条 削除

第18条中「主務課の」を削る。

第20条第1項中「各課長」を「課長」に、「当該課」を「課」に改める。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

第38条中「主務課」を「課」に改める。

第39条第1項中「総務調整課長（主務課の課長が公印を管理する場合にあっては、主務課の課長）」を「課長」に改める。

第42条第1項ただし書中「主務課の課長と総務調整課長が協議の結果、」を「課長が」に改め、同条第2項中「主務課の」を削る。

第44条第2項中「主務課の課長が総務調整課長と協議の上」を「課長が」に改める。

第45条及び第46条中「主務課」を「課」に改める。

第47条第1項ただし書及び第2項中「主務課の」を削る。

別表第1事務局長の専行事項の項中第6号を削り、第7号を第6号とし、同表課長の専行事項の項に次の5号を加える。

(4) 審査事件に関するこのうち、次に掲げる事項に関すること。

ア 担当職員の指名

イ 当事者の追加通知

ウ 審査の併合及び分離の通知

エ 調査期日の通知

オ 答弁書等の送付

カ 審問開始の通知

キ 審問期日の通知

ク 証人の呼出通知

ケ 審査非公開の通知

コ 参与委員への通知

サ 審問再開の通知

シ 再審査申立書の送付

ス 初審記録の送付

セ 審問調書の閲覧の承認

(5) あっせん員候補者の公表に関すること。

(6) 臨検検査従事者証明書の交付に関すること。

(7) 調整事件に関するこのうち、次の事項に関すること。

ア 担当職員の指名

イ 調停関係当事者の意見聴取の通知

ウ 仲裁関係当事者が指名した委員等の氏名の通知

エ 仲裁関係当事者が指名した委員等に対する仲裁委員会の会議開催期日等の通知

(8) 個別労働関係紛争のあっせんに係る担当職員の指名

別表第1総務調整課長の専行事項の項及び審査課長の専行事項の項を削る。

別表第2京都府労働委員会事務局総務調整課長印の項中「京都府労働委員会事務局総務調整課長印」を「京都府労働委員会事務局審査調整課長印」に改め、同表京都府労働委員会事務局審査課長印の項を削る。



附 則

この規則は、公布の日から施行する。



京都府労働委員会告示第2号

京都府労働委員会及び同事務局において使用する公印を定めた告示（平成16年京都府労働委員会告示第4号）の一部を次のように改正し、令和8年5月1日から施行する。

令和8年5月1日

京都府労働委員会  
会長 青 木 苗 子

1から9までの規定中「かい書」を「楷書」に改め、10及び11の規定を削る。